

寿都湾

議会だより

No. 178 平成30年8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会
寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成30年 第2回定例会

平成30年第2回定例会は、6月20日招集され、町長の行政報告の後、意見案1件、組合議会議員の選挙1件、条例の改正2件、規

約の変更1件、単行議案2件、補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入 57億3千871万8千円

○歳出 56億9千692万6千円

○差引額及び実質収支額 4千179万2千円

平成29年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉

■国民健康保険事業特別会計

○歳入 5億1千694万円

○歳出 4億9千326万8千円

○差引額及び実質収支額 2千367万2千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入 4千795万2千円

○歳出 4千779万3千円

○差引額及び実質収支額 15万9千円

■介護保険事業特別会計

○歳入 4億2千877万1千円

○歳出 4億2千577万4千円



7月14日・15日に寿都神社例大祭が行われました。

○差引額及び実質収支額
299万7千円

■風力発電事業特別会計

○歳入
5億7千267万8千円

○歳出
5億6千142万2千円

○歳出
1億4千365万7千円

○差引額及び実質収支額
1千125万6千円

○差引額及び実質収支額
697万2千円

■公共下水道事業特別会計

○歳入
3億2千588万5千円

○歳出
3億1千935万1千円

○歳出
3億1千935万1千円

○差引額及び実質収支額
653万4千円

以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。



開基350年記念「交通安全地域ふれあいコンサート」

審議した案件

意見案

◆「北海道主要農作物種子条例」の制定を求める意見書・・・原案否決
(賛成2：反対6)

選挙

◆後志教育研修センター組合議会議員選挙
後志教育センター組合は、教育に関する研修並びに調査研究を共同で実施するものとして、後志管内20市町村で構成し、昭和50年に設立され、事務所を倶知安町に置いているものです。

組合議会の議員は、小樽市を含め、後志管内の市町村長並びに議会議員、合わせて20名で構成され、4年任期として町村ごとに町村長と議員が交互に交替することになっています。

寿都町の場合、平成26年7月1日から町長が組合議員でしたが、平成30年6月30日で任期が満了し、7月1日から平成34年6月30日までの4年間は議会側から選出することとなり、指名推薦により沢村國昭議員が

センター組合議会議員に選出されました。

条例の一部改正

◆寿都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・原案可決

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び、学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する支援員の資格要件の緩和等の改正を行うものです。

◆寿都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・原案可決
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育に関わる連携施設の確保義務の緩和等の改正を行うものです。

規約の変更

◆戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更・・・原案可決
北海道自治体情報システム協議会の構成町村で共同運用を行っている、戸籍に係る電子情報処理組織の事務に、新たに3町が加わることから規約を変更するものです。

単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定・・・原案可決
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、湯別辺地において、橋梁整備と点検を行うため、総合整備計画を策定するものです。

◆土地の取得・・・原案可決
風力発電事業等の整備に供するため、平成30年6月11日仮契約に付した土地の取得について、議決を求めらるるものです。
取得目的
風力発電事業等
整備用地の取得

・所在地
寿都郡寿都町字樽岸町
小川112番地 外41筆
面積
42万4千589・92平方m
取得金額
849万1千798円
・契約の相手方
寿都郡黒松内町字
南作開38番地の11
有限会社 北日本農場
代表取締役 村上 マサ

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第3号)・・・原案可決
予算総額に1千990万1千円を追加し、総額を54億9千803万5千円としました。
●補正の主なもの
・総務費(特産品取扱等委託料及び地域伝統文化育成事業補助金ほか)
1億7千676万1千円減
・民生費(医療給付システム改修業務委託料)
46万2千円増
・商工費(地域産業振興事業補助金)
1億8千300万円増
・土木費(磯谷高原線改修工事費ほか)
1千320万円増



◆寿都町簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)・
原案可決
予算総額に251万円を追加
し、総額を1億4千141万円
としました。

●補正の主なもの
・総務費(水道監視システ
ム取替工事ほか) 251万円増
・諸支出金(一般会計繰出
金) 5千300万円減

◆寿都町風力発電事業特別
会計補正予算(第1号)・
原案可決

予算総額に2億4千700万
円を追加し、総額を8億4
千100万円としました。

●補正の主なもの
・電気事業費(系統側蓄電
池設置負担金ほか) 3億円増
・諸支出金(一般会計繰出
金) 5千300万円減

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般
質問では1名の方から3
項目について質問があり
ました。

防災

幸坂 順子 議員

原発事故から8年 福島は今

■質問

原発から8年目の福島は
今ということで町長に一般
質問いたします。

先月、福島の原発事故被
災地に行ってきました。
津波と原発事故によって
廃墟となった地区や、原発
さえなければ日々の暮らし
が営まれていたはずの町を
見ってきました。

仙台空港に降りまして常
磐道から浪江ICまで高速
道路を行きまして、浪江IC
から一般道に入るのです
けれども、一般道に入ると
すぐに一時帰宅者スクリー
ニング場というものがあ
りました。

自宅に帰った人は必ずそ
こでスクリーニングを受け

て、また避難先に戻るとい
うふうになっているようで
す。

被災地の町を回ってきま
して、本当に大変な状況で
ありました。

なかなか、子育て世代が
戻っていないという現実も
あります。

それを見る中で避難指示
が解除されても、戻るに戻
れないというこの現状が、
原発さえなければと思わず
には居られませんでした。

大飯原発運転差止め訴訟
で、福井地裁が出した判決
文の中に、豊かな国土とそ
こに国民が根をおろして生
活している事が国富であ
り、これを取り戻すことが
出来なくなることが国富の
損失であると、書かれてい

ます。
町長にも、一度被災地を
訪れていただきたいと、心
から願いますがいかがで
しょうか。

●町長

幸坂議員の御質問にお答
えます。
まず初めに、被災地の視
察大変御苦労さまでござい
ました。

そこで、福島第1原発の
事故ですが、いまだ
に多くの住民の方々が、長
期間にわたって避難生活を
余儀なくされているところ
であり、一度原発事故が起
きれば住民生活は元より、
漁業、水産加工業、農業、
観光業など社会経済に甚大
な影響があるものと認識し
ております。

原子力発電所は、何より
も安全性の確保が最優先で
あり、発電所の安全対策に
ついては、原子力規制委員
会での規制基準を満たすこ
とは元より、事業者の責務
として、施設の安全向上に
資する取り組みを行ってい
くべきものと考えておりま
す。

被災地を視察し現状や復
興状況、被災された方々の
声を実際に確認すること
は、大変重要なことと認識

しておりますが、まずは原
子力規制委員会の審査に基
づく、原子力発電所再稼働
の適否や、耐用年数の経過
した発電施設の廃炉の方向
性、さらに、福島原発事故
の惨状や教訓を、今後の原
子力施策に生かすことが出
来るよう、国、都道府県、
関係機関、関係自治体等が
連携して安全対策の充実強
化を図っていくことが、緊
要と考えております。以上
です。



教育 道徳の教科化と採用された教科書について

■質問

道徳の教科化と採用された教科書について、教育長に伺います。

戦前の教育勅語に基づく修身科で、国定教科書を使った道徳教育が行われたことへの深い反省から、戦後しばらくは道徳の時間は設けられませんでした。

1958年、岸信介内閣が「道徳の時間」を導入し、「教科外活動」として行われてきました。

2006年、第一次安倍内閣が教育基本法を改定し、旧教育基本法は10条で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と、政治による教育の支配を排除していましたが、安倍政権は「国民全体に対し直接に責任をもって行われるべきものである」という部分を削除し、「この法律及び他の法律に定めるところにより」と、法律があれば政治権力が教育に入っているようにしてしまいました。

2年生の道徳の教科書に、国旗国歌を大切にするという項目があり、4点の説明があります。

1点目は、国旗の意味です。
2点目は、国歌の意味です。

3点目は、なぜ国旗国歌を大切にするのかということです。

4点目は、国旗国歌を大切にすることを、起立をして、国旗に対して、姿勢を正し、帽子をとって、礼をします。次に、国歌が流れたら、

みんなでいっしょに歌います。という記述が行われています。

4点目の説明を見て、戦前・戦中に学童が日の丸と御真影に向かって最敬礼をする映像が浮かんできました。

保護者の中からもそういった声が上がっています。

4月から行われている道徳の教科化と、採用された教科書の内容について、教育長の見解を伺います。

●教育長

幸坂議員の道徳の教科化と採用された教科書についての御質問にお答えしま

す。

特別の教科「道徳」は、小学校では平成30年度から導入され、中学校では平成31年度から教科として、導入することとされておりま

す。この度の導入については、円滑な社会生活を営むために、様々なルールやマナーを身につけることや、

尊い命が絶たれるといった痛みしい事案の、いじめの防止等の対策として、特別の教科「道徳」の充実が重要とのことから導入されました。

これまでも、道徳については教科外ではありましたが、教材を使い道徳の時間が設けられていました。

これまでの道徳は、主人公の気持ちを考えようなどの、教材を読むことに集中し、読み物道徳の面が強

かったという指摘から、考え、議論する道徳、いわゆる主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングを基本とした、量、質ともに転換を図るものを狙いとしております。

御指摘の道徳の評価については、数字などによる評価ではなく記述式の評価となり、一定の期間の中でその児童の道徳に対する変

化など、学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取り、評価するというものです。これについては、新たな取り組みとなる訳ですので、校内研修や道徳教育の先進地視察などで、研鑽を積みむことにより対応をしております。

また、教員の業務量の増加への対策ですが、北海道教育委員会は教育職員の時間外勤務縮減の取り組みとして、本年度、学校における働き方改革、北海道アクシヨンプランを策定し、市町村教育委員会もこれに準

ずる取り組みをすると、されたところですが。教職員の心身のリフレッシュと健康増進を図る観点から、勤務時間を意識した働き方改革の推進や、調査業務等の見直しなどに着手した所でありまして、その効果を検証してまいります

。次に、採択された教科書に関しての御質問ですが、2年生の教科書に、大切な国旗と国歌、さらに国旗と国歌を大切にするといった記述があり、戦前、戦中を思い起こさせるといった声があるとのことですが、

国旗、国歌については、平成11年に国旗及び国歌に関する法律が施行され、一般的に儀式などの際、日の丸掲揚と君が代斉唱が広く行われているところ

です。学校における国旗と国歌の指導については、児童、生徒が国旗と国歌の意味を理解し、それらを尊重する態度を育てるとともに、国際的にも全ての国の国旗と国歌に対して、等しく敬意を表する態度を育てるために行うものです。

また、起立し国旗に対して姿勢を正し、帽子をとって礼をしますにつきましても、こうした姿勢が社会で関わりを持ち、周りや目上の人等に対し敬意を表すとともに、社会でのマナーを育むものです。

冒頭で申し上げました導入の背景と必要性から、道徳の教科化は重要なことであり、この度採択された教科書は今後の社会的なマナーが身につけられるよう、各学年に合わせて必要な事項が、総合的に網羅された内容であると認識しているところ

です。道徳の教科書について再質問いたします。道徳の導入についてはい

はじめ防止のためということ

再質問

道徳の教科書について再質問いたします。

道徳の導入についてはい

はじめ防止のためということ

道徳の教科書について再

質問いたします。

道徳の導入についてはい

はじめ防止のためということ

が、お話しされていました。そのことの対策として、道徳を導入するということが私もいろいろなもので読んだりしておりまして、いじめの防止については道徳ではなく、やはり教員が子どもと向き合う時間ももっとあれば、子どもの状態を受け止めることが出来るというのがあると思います。

教師の働き方改革の問題もお話ありましたけど、もっと教師の数を増やすということが、1つの対策であると思います。

道徳の導入という事は、本来は憲法の理想を実現するために、一人ひとりの尊厳を互いに尊重し合い、平和の価値を学び主権者の心構えを身につける、市民教育が中心であるべきだと思います。

国が検定した教科書で、特定の徳目を教え、子どもたちが道徳的価値を身につけたかどうかを評価されるという事は、戦前の修身科につながる道です。

欧米では一般的に教科書検定制度はありませんし、教科書の使用義務も学校や教師に課せられていません。

個人の生き方や内面に關する道徳に、国が関与しない

という考え方が貫かれています。

国旗国歌については、平成11年に法制化されましたが国会の答弁では、繰り返し国民に対して国旗の掲揚、国歌の斉唱を義務付けるものではないというのが国会の答弁でされておりまして。

しかし、教育の現場では平成元年の学習指導要領の改訂で、国旗の掲揚と国歌の斉唱が義務付けられております。

入学式、卒業式で教員が口をあげて国歌を歌っているかどうかを監視するという、異常な事態にまでなっております。

サミット参加国では、国旗国歌を教育現場に強制している国はありません。世界的に見ても極めて例外的な状況です。

国旗国歌については、国が公的な場で公式に用いるところに限られるべきだと思っております。

教育の場に強制するべきではないと考えておりますが、いかがでしょうか。

●教育長

まず1点目の質問の関係で、教員と子どもが向き合う時間が必要という事でござ

いますが、これについては先ほども申しましたように、働き方改革の中で検証してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、国旗国歌につきましても申し上げましたように、国旗と国歌の意味を理解していただくという事ですので、御理解をお願いいたします。

また、これからの国際社会に向けて、他国の国旗国歌に対する意味を知っていただくというのも、1つの教育だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育

幸坂 順子 議員

寿都高校募集の呼び掛けについて

■質問

寿都高校募集の呼び掛けについて、教育長に伺います。

今年度の寿都高校新入生は、本町が20名、島牧から6名の計26名ということでした。

残念なことに、昨年まで入学があつた黒松内からはゼロということですが、今後、他町村からの入学者を迎えなければ、寿都高校の存続は危ういと思っておりますが、生徒を勧誘する活動は行っているのでしょうか。

さらには昨年度は文化センターにおいて、地域に高校が存在する意義などの講演会を開催したところで、今年度においても、体験入学や説明会を開催いたします。

●教育長

寿都高校募集の呼び掛けについての御質問ですが、本年3月北海道教育委員会には、これからの高校づくりに関する指針を示し、旧指針における地域キャンパス校を地域連携特例校と名称を変更し、人数要件についても緩和したところです。

要件として地元からの進学率が高いこと、地域の教育資源を積極的に活用する

コミュニティースクール等が設置されていることなど、地域と学校が連携した取り組みがされている高校については、5月1日現在の1年生の在籍数が旧指針の20人未満から10人未満へと緩和されたところです。

御質問の他町村からの入学者の募集活動については、寿都高校が中心となり実施しており、その内容は南後志地域の中学校と寿都高校で組織している、南後志中高連絡協議会が中高の連携の下、中高担任懇談会や寿都高校体験入学、学校説明会を開催しております。

さらに昨年度は文化センターにおいて、地域に高校が存在する意義などの講演会を開催したところで、今年度においても、体験入学や説明会を開催いたしますが、合わせて寿都高校の魅力を紹介するパンフレットを作成し、近隣町村の中学生、保護者はもちろん、地域の方々にも寿都高校の魅力を知っていただくために、配付することとしてい

るところです。

また、行政のサポートにつきましても、寿都高校入学時に、入学祝い金の支給や大学試験などの模擬試験や資格試験の受験料の全額助成、安全安心な学校給食の提供、通学交通費については町内はスクールバスに引換え、島牧村以外の町村については通学交通費を全額助成するなど、内容を充実させ保護者の負担軽減を図っているところでございます。

さらに寿都高校の魅力や学力と捉え、今年度の冬から長期休業期間に公設民営の学習塾を開設し、学力向上に向けての環境整備をしてまいります。

いずれにいたしましても、人数要件が緩和されたとは言え、それに気を緩めることなく、存続に向け地元からの進学者の確保、さらに、近隣町村からの進学者の確保を図り、安定した入学者を維持し、そして、高校がこの地域にあることよって、子どもや保護者の精神的負担、経済的負担の軽減を図られるように、高校、そして、地域、行政と連携し存続に向けた取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上です。

■幸坂議員

寿都高校の募集については、今のお話で人員の緩和化がされているということですが、今私も聞いて分かります。

ただ、10名未満でも良いということ、それならば、ばらばら子供たちが入ってくるれば大丈夫かなというのがありますけど、やはり、寿都高校をたくさん生徒で運営していくことが必要だと思います。

寿都小学校は1年生から6年生、潮路小学校も含めてみていきますと、10名以下になるところもありますし、そういう意味では本当に島牧、それから黒松内から、是非、寿都高校に来てもらおうということが重要だと思います。

私も島牧とか黒松内の方とお話することがありますが、寿都高校の内容の良さ、今、教育長がいろいろとお話してくださいました、寿都高校の内容の良さがまだまだ伝わってないのではないかと、というふうに感じているところです。

生徒だけではなく保護者の方にも是非、その良さを知らせて、寿都高校にたく

さん来ていただく、宿泊施設とかを設けてはいませんが、なかなか遠くからの入学生は難しいと思いますけれども、やはり近隣の町村に大いに宣伝をして、寿都高校に来てもらうというのを是非進めていただきたいと思います。

以上です。



平成30年 第1回臨時会

平成30年第1回臨時会は

4月16日に招集され、会期を1日と定め、補正予算3件と単行議案3件を審議し、同日閉会しました。

《補正予算》(専決処分)

◆専決処分の承認

(平成29年度寿都町一般会計補正予算「第11号」)

・原案可決

予算総額に300万円を追加し、総額を5億55万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(ふるさと応援寄附金特産品取扱等委託料ほか) 300万円増

◆専決処分の承認

(平成29年度寿都町後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」)

・原案可決
予算総額に130万円を追加し、総額を4千810万円とするものです。

●補正の主なもの

・後期高齢者医療広域連合納付金(北海道後期高齢者医療広域連合負担金) 130万円増

《単行議案》

◆訴えの提起

・原案可決
寿都町字歌棄町有戸の町有地について、地域振興施策の推進及び景観形成に支障をきたしている建築物があることから、土地の明渡しを求める訴えを提起するため、議決を求めるものです。

◆コミュニティバスの取得

・原案可決
潮路小学校及び高校生の送迎用と、ニセコアンテナショップで使用するため、平成30年4月10日仮契約に付したコミュニティバス2台の取得について、議決を求めます。

◆取得目的

・取得目的
コミュニティバスの取得

・取得財産
トヨタハイエースワゴン

・取得金額
2千700CC 2台

・取得金額
826万5千169円

・契約の相手方
岩内郡共和町梨野舞納

・取得金額
54番地13

・取得金額
札幌トヨペット株式会社
岩内店
店長 中嶋 賢一

◆スクールバスの取得

・原案可決
 寿都中学校で使用しているスクールバスの老朽化が激しいことから更新するもので、平成30年4月10日仮契約に付したスクールバスの取得について、議決を求めます。

●取得目的

・取得財産
 スクールバスの取得

・取得金額
 41人乗 220馬力 1台

・取得金額
 2千364万3千581円

・契約の相手方
 小樽市築港6番10号
 北海道いすゞ自動車

株式会社小樽支店
 副支店長 大原 和幸

《補正予算》

◆平成30年度寿都町一般会計補正予算(第1号) 原案可決

・予算総額に5千445万4千円を増額し、総額を53億9千645万4千円とするものです。

●補正の主なもの

・衛生費(臨時的任用職員賃金) 45万5千円増

・農林水産業費(風力発電等ゾーニング可能性モデル事業業務委託料ほか) 5千399万9千円増

の任命に同意いたしました。

《条例の改正》

◆寿都町税条例等の一部を改正する条例 原案可決

地方税法等の改正に伴い、住民税の非課税限度額の引上げ及びたばこ税の税率を3段階で段階的に引上げを行う等の改正を行うものです。

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 原案可決

国民健康保険事業の都道府県化に伴い、国民健康保険税の算定方式及び税率の改正と、地方税法施行令の改正による賦課限度額と軽減判定基準額の引上げ等の改正を行うものです。

《補正予算》

◆平成30年度寿都町一般会計補正予算(第2号) 原案可決

・予算総額に8千168万円を増額し、総額を54億7千813万4千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(開基350記念行事補助金ほか) 200万円増

・農林水産業費(漁業従事者研修センター整備事業補助金) 7千968万円増

平成30年 第2回臨時会

平成30年第2回臨時会は5月17日に招集され、会期を1日と定め、同意案1件、条例の一部改正2件と補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

・田中 直 氏 (湯別町下湯別)

・今田 祐治 氏 (黒松内町字中ノ川)

・大森 繁之 氏 (湯別町下湯別)

・石田 隆久 氏 (磯谷町鮫取淵)

・秋南 重信 氏 (湯別町下湯別)

・下田 富紀子 氏 (湯別町上湯別)

・金木 修一 氏 (湯別町下湯別)

同意

◆農業委員会委員の任命の同意

・金木 修一 氏 (湯別町下湯別)



議会日誌

平成30年4月22日以降

4月

- 22日 衆議院議員 中村裕之 国政報告会 (小西議長)
- 28日 鈴木宗男・鈴木貴子北海道セミナー (札幌市 小西議長)

5月

- 8日 後志総合開発期成会 定期総会 (倶知安町 小西議長)
- 10日 国保運営協議会 (小西議長)
- 11日 寿都地区地域安全運動出動式 (小西議長)
- 南部後志町村議会正副議長会 定期総会 (小西議長、石澤副議長)
- 17日 平成30年第2回臨時会・全員協議会
 経済講演会 (小樽市 小西議長)
 寿都商工会 通常総会 (小西議長)

- 18日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 22日 後志総合開発期成会 後志段階要望運動 (小樽市・倶知安町 小西議長)
- 25日 後志総合開発期成会 道段階要望運動 (札幌市 小西議長)
- 27～29日 町村議会議長・副議長研修会 (東京都 小西議長、石澤副議長)

6月

- 5/31～6/2日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動 (東京都 小西議長)
- 8日 全員協議会
- 10日 寿都小学校及び潮路小学校運動会 (小西議長ほか)
- 12日 後志町村議会議長会 役員会 (札幌市 小西議長)
- 後志町村議会議長会 臨時総会 (札幌市 小西議長)
- 北海道町村議会議長会 定期総会 (札幌市 小西議長)
- 14日 議会運営委員会 (木村親志委員長、沢村副委員長、山本委員、木村眞男委員、石澤委員、小西議長)
- 16日 札幌寿都会総会 (札幌市 小西議長)
- 20日 平成30年第2回定例会・全員協議会
- 22日 寿都町戦没者追悼式 (小西議長ほか、議員多数)
- 23日 村田のりとし南後志地区観桜会 (小西議長、石澤副議長)
- 参議院議員 橋本聖子セミナー (札幌市 小西議長)
- 25日 道林業大学校・後志誘致協議会地域選定検討委員会 (倶知安町 小西議長)
- 26日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 30日 寿都町開基350年記念「交通安全地域ふれあいコンサート」 (小西議長ほか)

7月

- 3日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会 (札幌市 全議員)
- 10日 道立林業大学校の誘致に関する要望活動 (札幌市 小西議長)
- 12日 第24回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (岩内町 泊村 議員多数)
- 13日 寿都神社例大祭宵宮祭 (小西議長)
- 23日 例月出納検査 (沢村監査委員)



北海道町村議会議員研修会



北海道町村議会議長会定期総会



戦没者追悼式